

## 府教委、「大阪府立学校における時間外勤務に関する要綱」を通知

# 「限定4項目」以外の超勤は今後協議

府教委は3月27日、校長・准校長宛に「大阪府立学校における時間外勤務に関する要綱」を通知しました。これは4月1日から施行される「時間外勤務の上限規制」に関わる府人事委員会規則の改正について、府立学校の教職員の時間外勤務について必要な事項を定めるものです。内容は以下の通りです。

	教育職員	教育職員以外の職員
①時間外勤務の 上限時間の設定 (月 45 時間、 年 360 時間)	「給特法」の趣旨を踏まえ、原則として時間外勤務を命じない。時間外勤務を命じることができるのは「超勤4項目」に従事する場合で、臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとするに十分留意する。やむなく時間外命令を命じる場合、府立学校長は「時間外勤務命令簿」を作成し、時間外勤務時間数を管理する。	災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合を除き、やむをえず労働時間を延長し又は休日に労働をさせる場合には、労使で書面による「三六協定」を締結し、所管の行政官庁に届出をする。手続きにあたっては、労働基準法等の遵守、労使双方及び所管行政官庁の同意・了承を得て行う。
②例外の取扱い (月 100 時間、 年 720 時間)	適用しない	三六協定の延長時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合は、「特別条項」付き協定を締結し、所管の行政官庁に届出をする。一箇月の上限は80時間とし、前年度の時間外勤務実績を超えないようにする。
○特例業務	非常災害、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合など、やむを得ない業務。	災害その他避けることのできない事由のため時間外勤務を行う場合は、三六協定の対象外とする。特例業務を含む時間外勤務の総時間数は、原則 100 時間未満とする。

府高教は、府教委に対し、給特法制定時に「月8時間」が限度と確認された、「限定4項目」が長時間に及んでいることを指摘し、抜本的な改革を求めました。府教委は4項目以外の扱いについては今後協議するとしました。

※「限定4項目」とは、①生徒の実習、②学校行事、③職員会議、④非常災害、児童生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合等の業務を指し、それ以外の時間外での教材研究、部活動、校務などは含まれません。

**／／ みんなの力で要求実現！ あなたも府高教へ！ ／／**